業者特定評価基準

1 提案の評価方法

提案書の評価は、あらかじめセンター病院第一契約審査会で承認された評価基準を基に評価点を採点し、評価が高い上位者を交渉権者とします。

2 評価委員会における評価手順

多様な視点から評価する評価委員会を設置し、評価を行います。

- (1) 評価委員会を開催し、提案書の精査、および提案書のプレゼンテーションの後、各評価委員は評価項目 ごとに評価点を評価表へ記入します。
- (2) 評価後に評価表を回収し、事務局が集計し、評価委員会に報告します。
- (3) 評価委員会の結果をセンター病院第一契約審査会に諮ります。

3 総合得点の算出方法

I 評価項目

- (1) SPD 業務運営の基本的考え方【20点】
- (2)診療材料等の調達【30点】
- (3)院内物流管理業務【160点】
- (4) 自由提案【10点】
- (5) その他(他院での業務実績、人員体制、提案金額)【30点】

Ⅱ各評価項目の評価点

提案書記述内容により、原則5点、4点、3点、2点、1点の5段階評価としますが、5段階評価の目安は、次のとおりとし、標準的な評価は3点とします。

また例外として、5点、3点、1点の3段階評価も設定しています。

【評価の目安】	
点数	内容
5	極めて優れている
4	優れている
3	標準的である
2	やや劣っている
1	劣っている

※評価委員は、上記の点数で評価します。

Ⅲ各評価項目の重み

各評価項目は重要度に応じ、1、2、3、4の係数を設定し、評価点に乗じます。

IV総合計点数

評価点の満点は250点とします。

- 4 応募者が1社のみとなった場合は、一定レベルの業務・質を保てるよう、最大評価点(満点)の60%を評価 基準点として、基準点を下回る場合には本プロポーザルを不成立とします。
- 5 評価の採点の合計点が同点の場合は、「5 具体的提案項目 (2) 診療材料等の調達 (3) 院内物流管理業務」の合計点によって決定します。